

## JAL 不当解雇撤回裁判の東京高裁不当判決に強く抗議する声明

1 2014年6月3日、東京高裁第5民事部（裁判官大竹たかし、同山本剛史、同平田直人）は、JAL 不当解雇撤回裁判客室乗務員事件について、同月5日、同第24民事部（裁判官三輪和雄、同松村徹、同佐久間健吉）は、同運航乗務員事件について、それぞれ、解雇の無効確認等を求める原告側の控訴を全面的に棄却する不当な判決を言い渡した。

2 両判決は、いずれも、更生手続下における更生管財人の解雇の判断を金科玉条のごとく尊重したうえで、事実と道理を無視して労働者の権利を踏みにじる極めて不当な判決であった。

両判決とも、更生手続下における整理解雇であっても、いわゆる整理解雇法理の適用があると一応はした。しかしながら、実際の判断にあたっては、解雇時点で、すでに目標とされた人員体制が達成されていた事実や巨額の利益を計上していた事実を全部無視して、一方的に、本件解雇は、更生計画を実現するために必要な措置として合理性が認められる（乗員事件）、とか、更生会社である被控訴人を合理的に運営する上でやむを得ないものとして必要性が認められる（客乗事件）などと決めつけた。そこには、憲法27条・28条や労働関係法により保護される労働者の権利や雇用保持の利益に配慮する姿勢は、微塵もみられない。

3 両事件において、原告側は、解雇の時点で、会社が目標とした人員体制がすでに達成されており、解雇の必要性がなかったことを主張立証した。これに対し、会社側は、容易に提出できたはずの解雇時点の在籍人員数や有効配置数を示す証拠を何ら提出しなかった。にもかかわらず、判決は、原告側の数字の正確性には疑問がある（客乗事件）、とか、最終的な削減目標人数は当初の説明に用いた数字とは異なる（乗員事件）などとして、解雇を有効とし、余剰人員の存在に関する立証責任を負いながら、これを果たさず沈黙していた会社側を不当に救済した。さらに、両判決は、原告側が詳細かつ具体的に主張立証した信義則違反や不当労働行為を構成する具体的事実、労働者本人の個別事情を全部無視し、何ら反証しなかった会社側の主張をそのまま受け入れた。著しく不公平、かつ、偏頗な審理であり、厳しく批判されなければならない。

4 両判決は、労働法規範や労働者の権利を一切考慮することなく、更生管財人の判断をただひたすら追認するものであって、まともな司法判断とはいえない。自由法曹団は、JAL 不当解雇撤回裁判で出された二つの東京高裁不当判決に強く抗議するとともに、権利救済を求めてたたかい続ける労働者を全面的に支援し、あわせて、解雇自由、残業代ゼロ等を目論む安倍「雇用改革」を許さない取り組みに全力を尽くす決意である。

2014年6月9日

自由法曹団団長 篠原 義仁